

特定健診・特定保健指導
集合契約 A 参加施設各位

平素より当学会にご協力いただき誠にありがとうございます。
当学会の取りまとめます集合契約 A にご参加いただきありがとうございます。

さて、10月1日より消費税が10%に変更するにあたり
平成30年度と令和元年度（2019）の特定健診・特定保健指導に係る委託料について改めてご周知致します。

【平成30年度の契約に関する事項】

平成30年度の健診に基づく特定保健指導が、令和元年10月1日以降に実施された場合には、
平成30年度の特定保健指導料金に消費税率10%が適用されます。

（一部協会けんぽでは、平成29年度の利用券についても上記のような場合がありますので同様の対応をお願いします）

上記に関しまして、当学会は各保険者と覚書を交わす予定でございます。

（資料1）

消費税改正に伴う平成30年度委託料金内訳書

<http://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M450233&c=173414&d=5edb>

【令和元年度（2019）の契約に関する事項】

令和元年度（2019）は保健指導の委託料単価が平成30年度とは
異なっておりますので、混合されないよう改めてご確認ください。

（参考2）

令和元年度（2019）集合契約 A タイプ料金表

<http://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M450234&c=173414&d=5edb>

消費税につきましては、実施した時の消費税を転嫁いただきますので
併せてご確認ください。

また厚労省からの通知等については、当学会のホームページにてご確認ください。

厚生労働省情報（中段）

2019年 消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用

<https://www.ningen-dock.jp/other/mhlw#shouhizei>

~~~~~  
公益社団法人 日本人間ドック学会

TEL：03-3265-0079

FAX：03-3265-0083

〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル1階  
~~~~~